（工事施工者の方へ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和6年度版）

耐震改修の申請に関する注意事項

補助金事業であり、改修内容と数量及び金額の整合や妥当性の確認を行う必要があるため、書類の提出にあたり以下のことにご注意願います。

1. 工事費の見積書について

（１）本事業は昭和56年5月31日以前に着工された部分の耐震改修工事が補助の対象です。そのため、昭和56年6月1日以降に着工された部分は補助の対象となりません。

　　　　○対象の例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○対象外の例

　　　　　　・改修部分の建具復旧工事　　　　　　　　　　　　　　　　　　・装飾品、後付けのものなど

　　　　　　・改修部分の換気扇、給気口の復旧工事　　　　　　　・照明器具、エアコン、床下暖房など

　　　　　　・改修部分の配線、配管工事　　　　　　　　　　　　　　　　　・衛生器具、システムキッチンなど

　　　　　　・改修部分の除却工事

　　　　　　・耐震改修に伴う屋根の葺き替え工事

（２）補助対象とならない経費を含む見積書については、補助対象となる経費と補助対象とならない経費をそれぞれわかるように記載してください。なお、必要に応じて補助対象工事費のみの見積書を提出してもらう場合があります。

（３）原則、材料費、労務費、経費はそれぞれ分けて計上し、一式工事とはしないでください。

（４）数量については、できる限り、根拠となる算式等を記載してください。また、平面図等の図面と整合してください。

2．図面について

（１）改修前と改修後がわかる平面図及び構造図（伏図等）を提出してください。

（２）平面図には、工事内容を具体的に記載してください。

（3）昭和５６年６月１日以降の部分がある場合、明示をお願いします。

3．その他

（1）補助対象となる工事は、事前に市の担当者と協議をお願いします。

（2）市が、適正でないと判断した数量や経費については、補助の対象外となります。

（3）対象工事に変更が生じた場合等は、変更工事の着手前に変更申請が必要となります。

（4）補助金の交付決定通知（変更含）の前に行った工事は、補助の対象外となります。

（５）他の補助金を併用する場合、他事業の見積書を提出してください。

【お問い合わせ先】　日田市　土木建築部　建築住宅課　指導審査係

TEL：0973-22-8226（直通）

FAX：0973-22-8247

Ｅ-mail：jutaku@city.hita.lg.jp